

令和5年5月 教育委員会定例会会議録

○日 時 令和5年5月1日（月） 13：30～15：11

○場 所 有明庁舎 2階第1会議室

○出席委員の氏名

教 育 長	森 本 和 孝
委 員	立 花 博
委 員	村 里 亜 紀
委 員	吉 田 光 利
委 員	高 見 彰 久

○欠席委員 なし

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長	松 崎 英 治	教育総務課長	酒 井 昭 利
学 校 教 育 課 長	牟 田 満	社会教育課課長	中 村 憲 一
ス ポ ー ツ 課 長	中 島 耕 一	書 記	末 吉 由 美

○傍聴者 なし

○議事日程

- 開 会
- 第 1 会期決定
 - 第 2 会議録署名委員の指名
 - 第 3 前会会議録の承認
 - 第 4 教育長報告及び各課4月行事報告
 - 第 5 議案上程

第25号議案	島原市中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱	原案可決
第26号議案	島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱	原案可決
第27号議案	令和6年度全国高等学校総合体育大会島原市実行委員会運営事業費補助金交付要綱	原案可決

第28号議案	臨時代理の承認（島原市少年センター少年補導委員の委嘱について）	原案 可決
--------	---------------------------------	----------

第 6 次回定例教育委員会日程について

第 7 その他

(1) 報告事項

① 5月行事予定表

(2) その他

① 自主文化事業「祈り」について

② 児童の交通事故等について（非公開）

第 8 閉会

【会議録】

開会 （13：30）	
森本教育長	みなさん、こんにちは、ただいまより5月定例会を開催いたします。
第 1 会期決定	
森本教育長	まず、日程第1「会期の決定」を議題といたします。 会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、会期は本日1日と決定いたします。
第 2 会議録署名委員の指名について	
森本教育長	次に、日程第2「会議録署名委員の指名」を行います。 会議録署名委員に立花委員と高見委員を指名しますので、よろしく 願います。 (「はい」の声)
第 3 前会会議録の承認	
森本教育長	次に、日程第3「前会会議録の承認」を議題といたします。4月1日 に行いました定例会の会議録につきましては、お手元に渡してございま す。ご覧いただきまして、何かお気づきの事がございましたら、ご意見 をお願い致します。しばらく目を通していただきたいと思います。

森本教育長	何かありませんか、字句の訂正を除き承認してよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは承認いたします。もし字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

第 4 教育長報告及び各課 4 月行事報告

森本教育長	<p>次に、日程第 4 「教育長報告及び各課 4 月行事報告」を議題といたします。</p> <p>4 月行事について、まずわたくしの方から報告いたします。</p> <p>まず、4 月 20 日に開催いたしました学校教育関係者歓送迎会については、ご出席をいただきありがとうございました。4 年ぶりの開催となりましたけれども、出席された皆さん方が大変喜んでいただけたのは幸いでありました。</p> <p>4 月行事について、3 点報告いたします。</p> <p>まず、1 点目は小・中学校の入学式についてです。4 月 10 日の中学校、翌 11 日の小学校の入学式には、ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。本年度は中学校に 379 人、小学校に 362 人が入学いたしました。新入生を見ながら、改めて教育委員会としての責務と責任を思い知らされたところであります。</p> <p>2 点目は、中学校部活動の地域移行についてです。4 月 20 日に本年度第 1 回目の都市教育長協議会が開催されました。「部活動の地域移行」を協議題として各市の状況の報告と協議を行いました。どこの市も検討委員会を立ち上げてはいるものの具体的な地域クラブの立ち上げまでには至っていないという状況でした。</p> <p>お手元に県中体連で協議をおこなっておりますスポーツクラブが中体連に参加することについての資料をお渡ししていると思います。本年度の大会からクラブチームも参加することができることとなり、すでに予選が行われた競技もあります。まだ、大会参加に伴う費用負担とか、生徒の出席の取扱等、細かい部分が不明ですので、県の方で基本線を出してもらおうよう要望をしたところです。</p>
-------	---

報告の3点目です。本年度初めてとなる校長会を4月14日に行いました。4月のみは、市教委が招集をすることとなっており、わたしからもいくつかのお願いをしたところです。

その中で、本年度は校内研究を充実するよという話をしました。校内研修といわず、校内研究と表現したことには意図がありまして、授業の基礎的・基本的事項をしっかりと身につけるような授業研究をしてほしいという強い思いを持っているからです。35年前の平成元年の学習指導要領改訂時の改訂趣旨と今の学習指導要領の改訂趣旨が大きく変わっていないことを元にしてこのことを話しました。今、授業改善が指摘されているなかで、授業の基礎・基本がしっかり身につけていないと改善は図られないという懸念から今回の指導となった次第です。今後、指導主事を通して学校の授業に関わっていきたいと考えています。

以上で、教育長報告を終わります。

では、続きまして各課からの報告となります。まず、教育総務課お願いいたします。

酒井課長

教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の内容説明。

牟田課長

学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の内容説明。

中村課長

社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の内容説明。

中島課長

スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の内容説明

森本教育長

ただ今の報告につきまして、何かご質問やご意見がありましたらお願いします。

高見委員	社会教育課の分ですが、4月20日の県学芸文化課との協議とありますが、中身はどういった内容だったのか教えてください。
中村課長	主に文化財の方でお世話になっておりますが、本年度、県の担当者が2人とも代わられたため、いま島原城の国指定に向けて一丸となって取り組んでいる中で、早急に県の担当者に島原城をご覧いただきたいという話であったりとか、本年度、工事が3件あり、その国庫補助をどういう風に進めていくかの協議をおこなったところであります。
高見委員	ありがとうございました。
森本教育長	教育総務課は五小の正門の件について、高見委員さんは初めてですので、概略の説明をお願いします。
酒井課長	<p>五小の正門についてですが、五小に正門がないということで、以前から正門を建てて欲しいとの要望があっており、令和4年度に正門設置実行委員会を立ち上げたところです。今、五小の前の道路は国の拡幅工事があっておりますので、それと並行して設置するとのことで今年度予算がついております。昨年度2回実行委員会を開催して、形状等は概ね決定しております。3回目の実行委員会で全て決定する予定でしたが、筆耕の方が決まっていなかったため次の実行委員会に持ち越しております。その後、元校長の喜多彰様に書いていただけたということになりましたので、次回の実行委員会で実際に書いていただいたものを見て決定するという流れになっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
森本教育長	今回、きちんとした形で作れるということになりましたので、有難く思っております。
森本教育長	他に、何かありませんか。

森本教育長	<p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、日程第5「議案上程」に入ります。</p>
第 5 議案上程	
森本教育長	<p>第 25 号議案</p> <p>島原市中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱</p> <p>それでは、第25号議案から提案理由等の説明をお願いします。</p>
牟田課長	<p>第25号議案 島原市中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱について、ご説明いたします。議案集は2ページをお願いいたします。</p> <p>まず、提案理由としまして島原市中学校部活動地域移行につきまして、今後、検討委員会を設置し検討を進めてまいりたいと考えております。その検討委員会の設置に関する必要事項を定めるためこの要綱を策定しようとするものであります。</p> <p>1ページにお戻りください。以下、条を追って説明いたします。</p> <p>第1条は目的に関するもので、部活動の段階的な地域移行に向けた課題や対応策について検討するため、設置するものとしております。</p> <p>第2条は検討事項に関するもので、地域移行推進計画に関する事項、その他委員会の目的を達成するために必要な事項について、検討及び協議することと定めております。</p> <p>第3条は報告に関するもので、本委員会は、検討結果について教育委員会へ報告をすることとしております。</p> <p>第4条は組織に関するもので、委員20名以内で組織し、学校関係者、保護者、部活動等に識見を有する方、部活動等に識見を有する方、その他教育委員会が必要と認める方を選出するものと定めております。</p> <p>第5条は委員の任期に関するもので、委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の3月31日までとし、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とするとしております。</p> <p>第6条は委員長等に関するもので、委員長は委員の互選により選出するものとし、副委員長は、委員のうちから委員長が指名した者としてお</p>

	<p>ります。</p> <p>第7条は会議に関するもので、会議は、委員長が招集するとしております。</p> <p>第8条は庶務に関するのもで、庶務を学校教育課において処理することとしております。</p> <p>2ページをお願いいたします。第9条はその他に関するもので、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定めるとしております。</p> <p>附則であります。この要綱は、告示の日から施行するものであります。なお、3ページに検討委員会の委員選出の案を載せております。この議案について可決をいただきましたら、各団体へ委員の推薦について依頼をしまいたいと考えております。</p> <p>また、委員が決定いたしましたら、第1回の検討委員会を6月中旬までに開催したいと考えております。</p> <p>以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
森本教育長	<p>第25号議案について説明がありました。ご意見ご質問をお願いいたします。</p>
高見委員	<p>3ページの島原市スポーツ少年団も委員を選ばれる一つの団体とこのことですが、少年団ということは小学校だとは思いますが、第4条の組織でいけばどこになるのか、教えてください。</p>
牟田課長	<p>スポーツ少年団については、島原市スポーツ協会の関係者という取扱いで考えているところであります。</p>
高見委員	<p>スポーツ協会関係者の中にスポーツ少年団も入るとのことですね。やはり、小学校の親も入った方が良いという考えですか。</p>
牟田課長	<p>この件は中学校の部活動に関することではありますが、今後、先々を考えた時に小学生にもアンケートを取っております。将来的に島原市の部活動の在り方、地域移行を考えた時に、小学校の指導者のご意見も踏ま</p>

	<p>えたいと考えております。</p> <p>森本教育長 どういった形で今後進めていくのか、非常に難しい問題だなと思います。人材の件があります、それと財政的な面もあります、どんな風にしてクリアしていった方が良いのか、検討委員会で十分に議論をしていただきたいなと思っています。</p> <p> 今、県内では長与町が全て移行しております。長与町の教育長のお話では、うちだから出来るんですよ、よその市町では多分出来ないでしょうという風な話をされております。それは、地理的条件、財政的な部分というのが大きく影響していると思います。</p> <p> 長与町は生徒1人当たり会費として3千円を納めてもらっている、そして町の補助等もある、それでも生徒1人あたりに換算すると千円程度足りないというような話をされておりました。そこをどうするか、今その部分が非常に悩ましいという話がありました。</p> <p> 本市としては、どんな形ができるのか、検討委員の皆さん方も大変でしょうが、お願いをしなければならないと思っております。</p> <p> 大体、年何回の開催を予定していますか。</p>
<p>牟田課長</p>	<p> 年間、3回から4回を予定しております。</p> <p> 審議中ではありますが、ここで部活動地域移行に関するアンケート結果について別紙「アンケート資料」により、ご報告させていただきたいと思えます。別紙、アンケート資料にて説明。</p>
<p>森本教育長</p>	<p> アンケート結果の概略の報告でありました。この結果を受けて、検討委員会の中でどのように進めていくかということを考えていかなければならないと思います。今後、風としてはかなり向かい風だなという思いはしております。</p> <p> 委員の皆さんから何かありますか。</p>
<p>森本教育長</p>	<p> これはまた、整理して説明しやすいように作り替えるんですよね。</p>
<p>牟田課長</p>	<p> はい。</p>

森本教育長	<p>よろしいでしょうか。ご意見等はありませんか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>では、第25号議案については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第25号議案については、原案のとおり可決することいたします。続いて第26号議案の説明をお願いします。</p> <p>第26号議案 島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱</p>
牟田課長	<p>第26号議案 島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、ご説明いたします。</p> <p>議案集の4ページをご覧ください。提案理由といたしまして、令和5年7月27日に長崎県養護教諭研究協議大会が島原市で開催されることになっております。これに伴い、運営費の一部に対する補助金を支出できるよう、島原市学校教育振興補助金交付要綱に新たに開催地補助金を追加するため、この要綱を改正しようとするものでございます。</p> <p>5ページの新旧対照表をご覧ください。補助の対象は、長崎県学校保健会養護教諭部会であり、補助の名称は開催地補助金としております。交付の目的は、大会担当職員が研究や発表を通じて、資質の向上を図ることを目的としております。補助金の内容は、開催時運営費の一部としております。なお6ページ以降は参考としまして、島原市学校教育振興補助金交付要綱の抜粋を記載しております。</p> <p>これまで、22の補助金を支出しておりますが、これに新たに1つ加えるというものであります。</p> <p>附則であります。この要綱は、告示の日から施行するものであります。</p>

森本教育長	<p>す。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p> <p>第26号議案について説明がありました。ご意見ご質問をお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
森本教育長	<p>では、第26号議案については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第26号議案については、原案のとおり可決することいたします。続いて第27号議案の説明をお願いします。</p> <p>第27号議案</p> <p>令和6年度全国高等学校総合体育大会島原市実行委員会運営事業費補助金交付要綱</p>
中島課長	<p>11ページをご覧ください。それでは、第27号議案 令和6年度全国高等学校総合体育大会島原市実行委員会運営事業費補助金交付要綱についてご説明いたします。</p> <p>本要綱は、令和6年度全国高等学校総合体育大会を実施するため、令和6年度全国高等学校総合体育大会島原市実行委員会が行う取り組みに要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するためこの要綱を制定しようとするものでありまして、そこに記載しております条項に沿ってご説明いたします。</p> <p>第1条の趣旨は、先ほどの提案理由のとおり島原市補助金交付規則の定めのほかこの要綱に定めているところであります。</p> <p>第2条経費及び補助額等、毎年度市長が定めるものとしております。</p>

第3条補助金交付申請書は、島原市補助金等交付規則をもとに交付申請様式第1号を定めているものです。

第4条の補助金交付の条件は、島原市補助金交付規則第6条において、補助金等の交付の条件を付することができるとなっております、第4条第1項第1号から3号まで今回の補助金の交付の条件を定めております。

第5条変更の承認の申請等は、島原市補助金交付規則第9条にあります事情変更による決定の取り消し等について、天災やその他の事情により補助金額の全部もしくは一部を継続する必要がなくなったとき、その理由を付し変更承認申請書を提出することを定めております。

第6条実績報告書等は、島原市補助金等交付規則第13条の実績報告の規定に基づき、本要綱で定めた様式第3号及びその他必要な事項を記載し提出を求めるものであります。

第7条補助金の請求及び支払いは、市長から補助金指令書である交付決定通知書を受けた後に請求書と必要書類を提出することで支払うように定めております。

第8条補助金調書等の保管は、補助事業の帳簿書類の保管を定めているもので保存年限を5年間と定めております。

附則は、要綱の施行日を6月1日設立予定の令和6年度全国高等学校総合体育大会島原市実行委員会の設立日から施行することとしております。

以上、令和6年度全国高等学校総合体育大会島原市実行委員会運営事業費補助金交付要綱の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森本教育長

第27号議案について説明がありました。ご意見ご質問をお願いいたします。

(「なし」の声)

森本教育長

よろしいでしょうか。では、第27号議案については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

森本教育長

それでは、第27号議案については、原案のとおり可決することといたします。続いて第28号議案の説明をお願いします。

第28号議案

臨時代理の承認（島原市少年センター少年補導委員の委嘱について）

中村課長

議案集の23ページをお願いします。

第28号議案 臨時代理の承認について、ご説明申し上げます。

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第4条第1項の規定により、島原市少年センター少年補導委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の権限事務を臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

臨時代理の理由でございますが、本委員については全部で62名の委嘱を考えておりまして、うち地区選出の38名の委嘱については、4月定例会で議決をいただいております。それ以外の小・中・高校選出の24名につきましては、3月末から4月にかけて、校内人事などにより委員の推薦が行われるため、例年4月定例会への上程が間に合わない状況であります。

しかしながら、少年補導委員の活動は、地区と学校の委員が一体となって年間を通して活動が行われるため、推薦があった場合は緊急に委嘱する必要があります。

このため、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時代理させていただいたところであります。

臨時代理年月日は、令和5年4月18日でございます。

ページをめくっていただいて、24ページが臨時代理書、25ページが今回委嘱する委員名簿であります。

参考としまして、26ページに島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の抜粋、および島原市少年セ

<p>森本教育長</p> <p>森本教育長</p> <p>森本教育長</p>	<p>ンター規則の抜粋、27ページ目に全体の委員名簿を添付しております。下線の方が今回委嘱の方となります。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p> <p>ただいま第28号議案についての説明がございました。ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>よろしいでしょうか。では、第28号議案については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは、第28号議案については、原案のとおり可決することといたします。</p>
<p>第 6 次回定例教育委員会の日程について</p>	
<p>森本教育長</p> <p>森本教育長</p>	<p>日程第6「次回定例教育委員会の日程について」を議題といたします。事務局から提案をお願いします。</p> <p>【提案・検討】</p> <p>次回6月の定例教育委員会は、6月9日(金)午後1時30分から、有明庁舎2階第1会議室で行うことといたします。</p>
<p>第 7 その他</p>	
<p>森本教育長</p> <p>酒井課長</p>	<p>次に日程第7その他(1)報告事項に入ります。</p> <p>それでは5月行事予定について各課からお願いします。</p> <p>教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>

牟田課長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
中村課長	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
中島課長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
森本教育長	ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。
森本教育長	先ほど学校教育課の方から説明がありました教科書採択についてですが、今年は小学校の教科書を選ぶ年となっております。半島三市で共同して採択事務を行いますけれども、共同する中で協議会を三市で作るようになっており、教育委員の中から1名出すようになっております。今回、吉田委員の方をお願いしておりますので、お知らせいたします。
森本教育長	他に、何かありませんか。 「(なしの声)」
森本教育長	それでは次に、「その他」の2. 「その他」のことで何かありませんか。
中村課長	社会教育課です。前回の定例教育委員会で年間事業計画を説明したところ、高見委員さんの方から自主文化事業の映画「祈り」の日程のお尋ねがありました。その後、日程を調整したところ、8月6日に有明文化会館で行う方向で進めております。また、映画上映のほか、宮崎香蓮さんと映画監督のトークショーを盛り込んで開催する方向ですので、ご報告させていただきます。以上です。
森本教育長	8月6日にあるということですね。
中村課長	はい。日曜日です。

森本教育長	他にありませんか。
牟田課長	学校教育課から「児童の交通事故等」についての報告ですが、非公開でお願いします。
森本教育長	「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委員会会議規則第16条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えますが、いかがでしょうか。
	《承認》
森本教育長	異議がないようですので、「非公開」といたします。
牟田課長	②児童の交通事故等について（非公開）
	【非公開の報告】
森本教育長	非公開を解いて会議を再開します。 他にありませんか。
牟田課長	学校教育課です。お手元に5類感染症移行に関する文科省からの資料をお配りしておりますので、ご覧ください。 4月28日付けで文科省より通知があり、5類移行に関してこの中で3点示されておりましたので説明させていただきます。 2ページをお願いいたします。1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方についてです。3つ示されております。 まず1つ目です。5類感染症への移行後においても、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握に努めるということです。これは、マスクの着用については今後は求めないこととし、これまで各学校において実施しておりました体温等記入をした健康カードの提出の取組みは不要であるとしております。ただし、喉の痛みや発熱などの症状がある場合は、自宅で休養し受診を勧めてくださいというものです。ただし、県に

森本教育長	<p>も確認しておりますが、これまではコロナ感染の疑いがあると思われる者については出席停止扱いでございましたが、5類に移行した以降は欠席扱いになるということです。</p> <p>2つ目が、適切な換気の確保です。気候上可能な限り、窓を数分程度全開にすること、エアコンの使用時も換気をするのと示されております。</p> <p>3つ目が、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導については、これまでの取組みを継続することとなっております。</p> <p>さらに、その下ですが、感染状況が落ち着いている地域・学校においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないということです。また、当然黙食も必要ないということです。</p> <p>ただ、保護者から感染が不安で休ませたいとの相談があった場合には、学校の対策等もしっかり説明しながら、これまで同様の出席停止扱いと記されております。</p> <p>先ほど説明しましたが、発熱や喉の痛み等があった場合は病欠扱いとなるところが、これまでの対応と変わってくるところです。</p> <p>このことにつきましては、明日の校長会にも示して、保護者あての説明文を付け加えたいと考えております。ちなみに、4月に入ってから感染状況ですが、小学校が4月の1ヶ月間で9名、中学校が1名で、児童生徒10名の感染が報告されております。</p> <p>以上、簡単ですが今後のコロナウイルス感染症対策についての説明を終わります。</p> <p>ただ今の説明について、何か質問はありませんか。</p> <p>「(なしの声)」</p>
第 5 閉会 (1 5 : 1 1)	
森本教育長	これで本日の5月定例教育委員会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、ここに署名いたします。

教 育 委 員

教 育 委 員

記 録 職 員